

堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者 各位

堺市環境事業部
資源循環推進課長
(公印省略)

一般廃棄物収集運搬車両の遵守事項の徹底について（通知）

一般廃棄物の収集運搬にあたっては、従来から廃棄物処理法をはじめとする関係法令遵守について様々な機会において指導してきたところです。

また、収集運搬に使用する車両の基準・表示等については本市の規則・要領等で定め、「一般廃棄物収集運搬業の手引き」にまとめ配布しているところです。

しかしながら、一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすることや、市長が定める表示・塗装等の基準が守られていないことが見受けられます。

下記の通り、あらためて一般廃棄物収集運搬車両の遵守事項の徹底について留意してください。

記

1. 許可車両が、政令第3条第1号ハ(一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること)に適合していること。

汚水・悪臭漏れは法令違反となるので、汚水漏れが見受けられる際は直ちに修理を行い、平素より車両を清掃するなどして悪臭の漏れがないよう留意すること。

2. 許可車両は、市長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。

排出者から頼まれた場合であっても、産業廃棄物である空き缶・空き瓶・ペットボトルなどを車体横・屋根上に積むなどして収集運搬しないこと。

また、許可証に記載している「動植物性残さ、木くず、紙くず、繊維くず」であっても、排出者の業種によっては産業廃棄物に該当するため一般廃棄物収集運搬業の専用車両では収集運搬できないことに留意すること。なお、日本標準産業分類の改定に伴い、令和6年4月1日以降の日本標準産業分類では「カット野菜製造業」が「他に分類されない食料品製造業」の例として明記されることとなったため、カット野菜製造業から排出される野菜くずなどの動植物性残さは産業廃棄物に該当するので注意すること。

3. 許可車両に市長が定める表示・塗装をすること。

具体的には「一般廃棄物収集運搬業の手引き」18ページに記載している例によること。

特に、後方の帯については、廃棄物投入口のシャッターを上げた状態でも読み取れる位置に表示すること。

車両入替の際、表示・塗装について基準に合致するか前もって資源循環推進課に確認すること。

【問合せ先】

資源循環推進課(許可係)

電話：072-228-7479